

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年12月28日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第11号

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「高速運転士」を「高速指導運転士、高速運転士」に改め、同項第3号中「准係員」の右に「，高速指導運転士」を加える。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)